

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う厚生
年金保険料等の猶予に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、適用事業所においては、消毒作業等により財産（棚卸資産を含む。以下同じ。）に相当の損失を受けることや各種イベントの中止・延期、観光客の減少等による売上の急減により納付資力が著しく低下していることが想定される。

このため、適用事業所から健康保険料、船員保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金（以下「厚生年金保険料等」という。）の納付相談を受けた場合は、健康保険法第 183 条、船員保険法第 137 条、厚生年金保険法第 89 条及び子ども・子育て支援法第 71 条の規定により準用する国税通則法（以下「通則法」という。）第 46 条に規定する「納付の猶予」又は、国税徴収法（以下「徴収法」という。）第 151 条の 2 に規定する「換価の猶予」の活用を周知徹底するとともに、適用事業所個別の事情によっては、徴収法第 151 条の適用を検討すること。

なお、適用事業所の置かれた状況や心情に十分配慮するとともに、猶予制度の活用については特に下記の点に留意し、適切に対応されたい。

記

1. 通則法第 46 条第 1 項の適用

新型コロナウイルス感染症に伴い、財産に相当の損失を受けた場合（※）については、適用事業所から申請書を受付する際に以下の内容に留意し、申請書を確認されたい。

（※）例えば、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたため、備品（例：電化製品）が壊れて使用できなくなった又は棚卸資産（例：食材）を廃棄した場合

① 猶予の申請期限

災害のやんだ日から 2 月以内

（注）「災害のやんだ日」とは、災害が引き続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態となった日をいい、適用事業所ごとに異なる

る場合もあり得ることから、申請者の被災状況を斟酌し「災害のやんだ日」を判断することとなることに留意し、地方厚生局と連携すること。

② 相当な損失を受けたかどうかの調査

相当な損失を受けたかどうかの調査は、可能な限り帳簿等により確認することとするが、適用事業所から帳簿等を徴することが困難な場合は、聞き取りによって判定しても差し支えないこと。

なお、確認に当たり、適用事業所の被災状況が分かる資料や帳簿等の提示を受けた場合は、その写しを申請書に付して地方厚生局に回送すること。

③ 納付の猶予をする期間

通則法第 46 条第 1 項の納付の猶予をする場合には、適用事業所からの特段の申出がある場合を除き、納期限（延長後の納期限を含む。）から 1 年間の納付の猶予となることを案内して差し支えないこと。

④ 通則法第 46 条第 1 項が適用できない場合の対応

通則法第 46 条第 1 項の納付の猶予が適用できない場合であっても、同条第 2 項の納付の猶予又は徴収法第 151 条の 2 の換価の猶予が適用できる場合があることから、適用できると認められる猶予の申請を案内するほか、申請ができない場合は、職権による換価の猶予（徴収法第 151 条）を適用するなど柔軟な対応を行うこと。

⑤ 猶予期間内に納付できなかった場合の対応

通則法第 46 条第 1 項の納付の猶予をした期間内に猶予に係る厚生年金保険料等を納付することができなかった適用事業所に対しては、同条第 2 項の納付の猶予を説明し、同項に該当する場合にはこれを案内すること。

2. 通則法第 46 条第 2 項の適用

① 通則法第 46 条第 1 項の猶予との関係

適用事業所について、地方厚生局から通則法第 46 条第 1 項の納付の猶予が適用できないとの回答があった場合、又は同項の納付の猶予をした期間内に納付することができなかった場合は、適用事業所に対し同条第 2 項の納付の猶予の活用を案内すること。

② 担保の徴取

通則法第 46 条第 2 項の納付の猶予を適用する場合には、原則として担保を徴しななければならないが、決算書及び現況などから担保提供できることが明らかである場合を除き、同条第 5 項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして案内して差し支えないこと。

③ 納付の猶予をする期間

通則法第 46 条第 2 項の納付の猶予をする場合には、適用事業所から特段の申出がある場合を除き、1 年間の納付の猶予となることを案内して差し支え

ないこと。

また、適用事業所が猶予をした期間内に猶予に係る厚生年金保険料等を納付することができない場合には、適用事業所の個別の事情を確認したうえで、通則法第46条第7項の規定による期間延長の申請について適切に教示し、対応すること。

④ 差押えの解除

納付の猶予をした場合において、猶予に係る厚生年金保険料等について既に差し押さえた財産があるときは、申請に基づき差押えを解除することができることに留意すること（通則法第48条第2項）。

3. 換価の猶予から納付の猶予への変更

徴収法第151条又は第151条の2の換価の猶予を受けている適用事業所について、納付の猶予の要件に該当することとなったときは、納付の猶予を適用すべきであることから、適用事業所に対して、地方厚生局に対する納付の猶予の許可申請を速やかに行うよう指導し、その納付の猶予の決定をもってただちに換価の猶予を取り消すものとする。

なお、当該許可申請に対する対応については、地方厚生局に対して別途、早期かつ柔軟に対応するよう依頼していることを申し添える。

4. 換価の猶予の適用

① 納付の猶予との関係

適用事業所について、納付の猶予が適用できない場合、又は通則法第46条第7項による延長をした猶予期間内に納付することができなかった場合は、換価の猶予の適用を検討すること。

② 納付についての誠実な意思

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた適用事業所から分割納付の申出があった場合は、これまでの経緯等から納付について誠実な意思を有すると認めることができない特段の事情がある場合を除き、原則として納付について誠実な意思を有するものと認めて差し支えないこと。

③ 担保の徴取

換価の猶予を適用する場合には、原則として担保を徴しなければならないが、決算書及び現況などから担保提供できることが明らかである場合を除き、徴収法第152条第3項又は第4項において準用する通則法第46条第5項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして差し支えないこと。

④ 換価の猶予をする期間

換価の猶予をする期間は、短期間に納付できることが明らかであると認められる場合を除き、1年間として差し支えないこと。

また、猶予をした期間内に猶予に係る厚生年金保険料等を納付することが

できない場合には、適用事業所の個別の事情を確認した上で、徴収法第 152 条第 3 項又は第 4 項において準用する通則法第 46 条第 7 項の規定により、その期間を延長することができること。

なお、納付資力が明らかに回復していると認められる場合を除き、同項の「納付することができないやむを得ない理由があると認める」ときに該当するものとして、その期間を延長して差し支えないこと。

5 差押えの解除

財産を差し押さえている適用事業所について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、適用事業所の事業の継続等を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができることに留意すること（徴収法第 152 条第 2 項）。

6. その他

① 猶予期間内に新規滞納発生があった場合の対応

猶予をした期間内に新たな滞納が発生した場合において、適用事業所の納付資力等が猶予処理を行った時とおおむね同様の状態と認められるときは、通則法第 49 条第 1 項第 4 号の「やむを得ない理由があると認めるとき」に該当するものとして、猶予を継続するとともに、新たに滞納となった厚生年金保険料等についても、猶予の適用を検討すること。

② 受託証券の取戻しの要請があった場合の対応

適用事業所から、納付委託を受けている証券について取戻しの要請があった場合は、適用事業所の個別の事情を確認した上で、当面の納付資力が著しく低下していると認められる場合は、その証券を取り戻して返還して差し支えないこと。

③ 被災状況等を示す書類が添付できない場合の対応

被災状況や病気等を示す書類について、その添付が困難と認められる場合（通則法第 46 条の 2 第 5 号）は、年金事務所の職員の聞き取りにより確認することとして差し支えないこと。

ただし、聞き取った内容については、聞き取った職員が調書を作成し、納付の猶予に係る場合には、受理した申請書等とともに、その写しを管轄の地方厚生局に提出されたい。

④ 延滞金の免除

納付の猶予又は換価の猶予を適用した厚生年金保険料等については、猶予をした期間について、通則法の規定に基づき延滞金を免除すること（通則法第 63 条）。